

第 4 給 与

第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、平成26年4月1日現在で実施した「平成26年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	人 23,978	歳 42.6	年 20.4
行政職給料表	5,145	43.1	21.4
公安職給料表	3,459	39.1	18.0
教育職給料表(一)	19	48.4	23.3
教育職給料表(二)	4,225	43.0	20.4
教育職給料表(三)	10,521	43.2	20.7
教育職給料表(四)	25	46.1	21.2
研究職給料表	223	43.7	20.8
医療職給料表(一)	21	42.7	17.8
医療職給料表(二)	202	43.8	20.8
医療職給料表(三)	136	44.1	20.7
特定任期付職員給料表	2	55.4	35.3

(注) 1 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。

2 特定任期付職員給料表とは、「岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第4条に掲げる給料表をいう。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表4-2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	82.3	6.4	11.3	0.0	60.7	39.3
行政職給料表	100.0	70.8	10.0	19.1	0.0	71.0	29.0
公安職給料表	100.0	52.2	3.7	44.1		93.9	6.1
教育職給料表(一)	100.0	94.7	5.3			94.7	5.3
教育職給料表(二)	100.0	92.9	2.3	4.8		58.3	41.7
教育職給料表(三)	100.0	93.8	6.2			46.0	54.0
教育職給料表(四)	100.0	96.0	4.0			92.0	8.0
研究職給料表	100.0	96.4	3.1	0.4		90.1	9.9
医療職給料表(一)	100.0	100.0				85.7	14.3
医療職給料表(二)	100.0	72.3	27.2	0.5		43.1	56.9
医療職給料表(三)	100.0	52.2	47.1	0.7		4.4	95.6
特定任期付職員給料表	100.0	50.0		50.0		100.0	0

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表4-3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
	円	円	円	円	円
全給料表	358,916	10,056	5,624	14,869	389,465
行政職給料表	335,427	11,376	7,541	14,209	368,553
公安職給料表	359,715	14,456	6,659	7,422	388,252
教育職給料表(一)	502,479	13,116	15,968	23,211	554,774
教育職給料表(二)	374,120	9,240	5,293	14,422	403,075
教育職給料表(三)	372,211	7,487	3,566	17,694	400,958
教育職給料表(四)	408,404	14,184	0	11,828	434,416
研究職給料表	352,791	14,214	3,035	14,717	384,757
医療職給料表(一)	431,724	5,795	71,685	301,993	811,197
医療職給料表(二)	338,326	7,393	5,964	10,926	362,609
医療職給料表(三)	336,538	3,376	7,166	8,575	355,655
特定任期付職員給料表	496,000	0	9,255	11,500	516,755

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)、へき地手当(準ずる手当を含む。)、寒冷地手当、単身赴任手当(基礎額)及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 平成26年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 実地調査期間 平成26年5月1日から6月18日まで
- (イ) 調査対象事業所 平成26年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の178事業所
- (ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種
- (エ) 調査実人員 7,107人（うち、初任給関係職種280人）であるが、行政職に相当する調査実人員は6,360人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は38,636人であり、うち行政職に相当するものは31,492人である。
- (オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規模計	企業規模別		
			50人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	191,876	193,885	193,182	183,163
	短大卒	169,929	170,000	168,000	172,000
	高校卒	160,374	161,218	160,679	156,000
新 卒 事 務 員	大学卒	189,711	191,308	190,263	184,883
	短大卒	171,037	170,000	—	172,000
	高校卒	159,192	161,345	159,692	138,000
新 卒 技 術 者	大学卒	197,853	201,088	201,040	178,000
	短大卒	168,000	—	168,000	—
	高校卒	162,350	161,098	163,223	162,000
準新卒看護師	養成所卒	224,100	203,900	234,200	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均化したものである。

2 「準新卒」とは、平成25年度中に資格免許を取得し、平成26年4月までの間に採用された場合をいう。

表 4-5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	54.5	579,654	591,584	*	—
工 場 長	54.7	623,964	633,970	557,912	—
事 務 部 長	53.0	549,490	592,978	532,478	494,624
技 術 部 長	51.3	550,412	621,405	505,471	504,239
事務部次長	50.1	505,085	563,466	477,342	440,998
技術部次長	50.8	519,203	618,559	469,297	438,336
事務課長	49.5	478,946	499,529	470,734	376,361
技術課長	47.8	468,593	514,665	433,934	391,324
事務課長代理	46.3	434,025	451,038	410,937	353,943
技術課長代理	45.0	417,545	456,876	380,405	286,892
事務係長	44.0	352,467	367,902	347,088	309,806
技術係長	44.4	369,311	402,595	344,952	307,636
事務主任	41.5	319,405	343,001	304,847	270,694
技術主任	41.6	334,108	362,593	308,836	336,939
事務係員	35.6	260,698	276,239	263,689	224,448
技術係員	35.7	280,529	298,420	263,683	241,368

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

「*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、平成26年10月9日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第21条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

- 月例給、特別給（ボーナス）ともに7年ぶりの引上げ
 - ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（890円 0.24%）を解消するため、給料表の引上げ改定
 - ・特別給（現行3.95月分）は民間のボーナス（4.10月）を下回るため、0.15月分引上げ改定
- 給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直し
 - ・人事院が勧告した国家公務員の俸給表に準じて世代間配分の見直しを導入
平成26年4月適用給料表より、級別で1.9%～-0.5%改定
 - ・地域間の給与配分の見直しについては当面は暫定的に現行制度を維持

(2) 公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の178事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
375,820円	374,930円	890円（0.24%）

<ボーナス>

平成25年8月から平成26年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.10月	3.95月	0.15月

(3) 改定等の内容

平成26年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ①行政職給料表 初任給をはじめとする若年層に重点をおいた国家公務員の俸給表の改定に準じて平均0.3%の引上げ改定
初任給を2,000円引上げ改定
- ②その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 引上げ分は勤勉手当に配分
（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
改定後	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.75月	0.75月	1.50月
	計	1.975月	2.125月	4.10月

<諸手当>

- 初任給調整手当
医師に対する支給月額を国家公務員に対してとられる措置に準拠して改正
- 寒冷地手当
新たな気象データに基づいて国家公務員に対してとられる措置に準拠して支給地を改正
- 単身赴任手当
再任用職員に対して単身赴任手当を人事院勧告の内容を考慮して支給

給与制度の総合的見直しに基づく改定

<世代間の給与配分の見直し>

全体としては H26. 4. 1 適用の給料表水準を維持しつつ、民間の給与カーブのあり方や今後の雇用と年金の接続を見据え、人事院が勧告した俸給表に準拠して給料表における給与カーブを見直し

(行政職給料表 級別平均改定率)

職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
改定率(%)	1.9	0.3	0.1	-0.1	-0.2	-0.5	-0.2	-0.1	-0.1	0.0

*引下げを受ける職員には激変緩和のための経過措置として現給を保障

<諸手当>

○単身赴任手当

民間における同種手当の支給額を参考に国家公務員に対してとられる措置に準拠して、基礎額を月額30,000円とし、距離の区分に応じて加算する額の限度を月額7,000円に改正

○管理職特別勤務手当

管理監督職員が、災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時に勤務した場合に国家公務員に対してとられる措置に準拠して支給

<地域間の給与配分の見直し>

地域手当制度による県内地域間の給与差をこれ以上拡大することは、居住地を変えないまま勤務市町村が変わることの多い本県職員の実情にそぐわない懸念があることから、より適切な民間賃金水準の反映方法について今後さらに検討する。

現行の給料表水準を維持することから、当面は暫定的に現行制度を維持し地域手当との配分割合は変更しない。

(4) 改定の実施時期等

この改定は、すみやかに実施すること。ただし、給与制度の総合的見直しに係る平成27年度以降の期末・勤勉手当、単身赴任手当、寒冷地手当、管理職特別勤務手当、給料の引下げを受ける職員の激変緩和のための経過措置としての現給保障の改定は平成27年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

○人材の確保と活用

多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の整備、女性職員の積極的な登用、若手職員の育成

○勤務環境の整備

家庭生活と職業生活の両立支援、時間外勤務の縮減などの総実勤務時間の縮減、職員の健康管理、職員の士気の高揚

○公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 平成26年第5回県議会定例会に提案、平成26年12月18日可決、同年12月22日平成26年条例第73号として公布された。

(改正概要)

- ① 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を引上げ
- ② 勤勉手当について、年間、六月期及び十二月期の支給割合を改定
- ③ 給料表について、若年層に重点を置いて給料月額を引上げ

イ 平成27年第1回県議会定例会に提案、平成27年3月19日可決、同年3月24日平成27年条例第3号として公布された。

(改正概要)

- ① 単身赴任手当について、基礎額及び距離区分に応じた加算額の上限を引上げ
- ② 管理職員特別勤務手当について、管理職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に支給
- ③ 給料表について、世代間の配分を見直した国家公務員の俸給表の構造に準拠しつつ見直し
- ④ 寒冷地手当について、新たな気象データに基づき支給対象地域を見直し
- ⑤ 初任給調整手当について、獣医師に対して支給
- ⑥ 特殊勤務手当〔警察職員手当〕について、海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒業務に従事した場合に支給
- ⑦ 特殊勤務手当〔教育職員手当〕について、非常災害時等の緊急業務、修学旅行等引率指導業務、対外運動競技等引率指導業務及び部活動指導業務に従事した場合に支給される上限額を引上げ

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 平成26年6月16日 人事委員会規則第10号

a 平成26年6月16日付けの職の廃止に伴う管理職手当の改正(〔第24条関係〕別表第1の3)

廃止 ・ 防災情報企画監 (4種)

b 施行日

平成26年6月16日

(イ) 平成26年7月1日 人事委員会規則第13号

a 平成26年7月1日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正(〔第24条関係〕別表第1の3)

新設 ・ 救助・防災対策監 (4種)

b 施行日

平成26年7月1日

(ウ) 平成26年7月11日 人事委員会規則第16号

a 平成26年7月12日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正(〔第24条関係〕別表第1の3)

新設 ・ 新文化施設企画監 (4種)

b 施行日

平成26年7月12日

(エ) 平成26年7月14日 人事委員会規則第19号

a 平成26年7月14日付けの職の廃止に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)

廃止	・ T P P 対策総括監	(2種)
----	---------------	------

b 施行日

平成26年7月14日

(オ) 平成26年9月22日 人事委員会規則第25号

a 平成26年9月22日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)

新設	・ 育樹祭推進監	(4種)
----	----------	------

b 施行日

平成26年9月22日

(カ) 平成26年10月31日 人事委員会規則第28号

a 平成26年11月1日付けの新たな職の創設に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)

新設	・ 全国レクリエーション大会総括監	(2種)
	・ 図書館管理監	(4種)

b 施行日

平成26年11月1日

(キ) 平成26年12月25日 人事委員会規則第30号

a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正等

① 勤勉手当(第57条の5)

・ 平成26年12月期の勤勉手当の支給割合が改正されることに伴う改正

② 小学校に就学している子のある職員の早出遅出勤務(第69条の5)

・ 児童福祉法の一部改正に伴う規定整備

③ 給料の調整額(別表第1の2)

・ 給料表の引上げ改定に伴い、給料の調整額の調整基本額を改正

④ 初任給調整手当(別表第2)

・ 医療職給料表(一)の引上げ改定に伴う改正

b 施行日

平成26年12月25日。ただし②は平成27年1月1日。

(ク) 平成27年4月1日 人事委員会規則第3号

a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正等

① 初任給調整手当(第25条の3～第25条の8、別表第2)

・ 獣医師に対する初任給調整手当制度が創設されることに伴う改正

② 住居手当(第29条の2の7)

・ 新たに単身赴任手当を支給することとなった再任用職員が、第29条の2の7で規定する住居手当の支給対象ではないことを明記

- ③ 通勤手当（第29条の9の9）
 - ・再任用に伴い新幹線鉄道等を利用して通勤することとなった職員に、新たに新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給するため、所要の改正
- ④ 単身赴任手当（第29条の16、別記第2号様式の5）
 - ・基礎額及び加算限度額が引上げられることに伴い、国に準じて、交通距離の区分を2区分増設し、交通距離区分ごとの手当額を上げるとともに、附則にて基礎額について所要の経過措置を講ずる。
 - ・再任用に伴い単身赴任となった職員に、新たに単身赴任手当を支給するため、所要の改正
- ⑤ 宿日直手当（第34条）
 - ・危機管理宿日直体制の見直しに伴い県庁舎における防災当直業務を追加
 - ・農業技術センター等における植物管理のための当直業務について手当額を引上げ
- ⑥ 管理職員特別勤務手当（第34条の2、第35条、別記第3号様式の3）
 - ・管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合が支給対象として追加されることに伴う改正
- ⑦ 寒冷地手当（第47条、第48条、別表5の4、平成16年改正規則附則第12項）
 - ・気象庁から新たな気象データが提供されたことを踏まえ支給地域が見直されることに伴い、支給対象公署の見直し
 - ・H16の見直し当時に、市町村合併時期と重なった郡上市及び下呂市の旧5町村についての暫定措置（居住地要件の制限緩和）を廃止
 - ・人事委員会が定める支給区分等について、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる別表を引用できるように改正
- ⑧ 勤勉手当（第57条の3、第57条の5）
 - ・勤勉手当の期間率の除算の対象から5日以下の育児休業を除くため、所要の改正
 - ・平成27年度以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正
- ⑨ 給料の調整額（〔別表第1〕第23条関係）
 - ・希望が丘学園に附置の発達障害者支援センターが現地機関として新設されることに伴う規定の整備
 - ・管理職手当受給者に対する調整数を見直し（保健環境研究所、希望が丘学園）
- ⑩ 管理職手当（〔別表第1の3〕、別表第1の4、別表第1の5〕第24条関係）

○平成27年4月1日付け組織改正等に伴う改正

- | | |
|-----|---|
| 変 更 | <ul style="list-style-type: none"> ・秘書政策審議監 (2種→1種) ・教育次長、博物館長、代表監査委員事務局長 (1種→2種) ・計量検定所長、歴史資料館長、高山陣屋管理事務所長 (2種→4種) ・東京事務所課長 (4種→6種) |
| 新 設 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁副局長、岐阜地域総括監、家畜防疫専門監、県事務所長、県事務所副所長、副教育長、福利厚生室長 (2種) ・管理調整監、公会計整備調整監、スポーツ施設企画監、地域スポーツ推進監、地域防災対策監、情報技術指導監、地域防災支援監、生活相談対策監、少子化対策企画監、畜産指導監、地域連携推進監、土砂災害対策監、地域調整監、移住定住推進監、発達障害者支援センター所長、議会事務局管理監、生徒指導企画監 (4種) ・アスリート支援企画監、職員研修所課長、多治見看護専門学校総務課 |

	長、希望が丘学園室長、精神保健福祉センター保健福祉課長、図書館サービス課長、美術館課長	(6種)
廃止	・担当主幹、看護指導監	(7種)
	・子ども・女性局長、振興局長	(1種)
	・振興局の事務所の所長、振興課長	(2種)
	・総括管理監、スポーツ推進企画監、岐阜地域調整監、救助・防災対策監、消費生活対策監、県立病院・看護大学法人企画監、ライフスタイル企画監、販売戦略企画監、家畜防疫対策監、土地利用調整監、管理監、保健所副所長、厚生企画監	(4種)
	・主幹	(6種)

○組織改正等に伴い、行政職給料表9級に管理職手当区分2種、医療職給料表(二)7級に管理職手当区分6種を新設

○職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えることとなる管理職手当の支給額について所要の改正

⑪ 特殊勤務手当〔警察職員手当(第36条)〕

・海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒業務で人事委員会が定めるものについて支給対象となることに伴い、対象業務及び手当額について規定

⑫ 特殊勤務手当〔教育職員手当(第37条)〕

・義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定において、業務の困難性・特殊性を考慮し、教員特殊業務手当(4業務；非常災害時等の緊急業務、修学旅行等引率指導業務、対外運動競技等引率指導業務、部活動指導業務)の算定額が平成26年10月から25%上げられたことを踏まえ、当該業務に関する本県条例規定の限度額が上げられることに伴う改正

⑬ 特殊勤務手当〔爆発物取扱等作業手当(第38条の5)、福祉業務手当(第38条の7)、環境監視等手当(第38条の18)〕

・組織改正等に伴い、所要の改正

⑭ 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例〔災害応急等作業手当(付則)〕

・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内に新事務棟が完成したことに伴う改正

⑮ 期末手当(第50条、第54条)

・独立行政法人通則法の改正により、特定独立行政法人が行政執行法人とされることに伴う改正

⑯ 附則の整備

b 施行日

平成27年4月1日

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 平成26年12月25日 人事委員会規則第31号

a 昇格時号給対応表の一部改正(別表第7)及び当該改正前における号給異動者との均衡上の規定整備(附則第2及び第3項)

b 施行日

公布の日(平成26年12月25日)

(イ) 平成27年4月1日 人事委員会規則第7号

- a 歯科技工士の学歴免許区分の改正（別表第2及び第6）及び昇格時号給対応表の一部改正（別表第7）
- b 施行日
公布の日（平成27年4月1日）

(ウ) 平成27年4月1日 人事委員会規則第11号

- a 平成28年1月1日の昇給制度に係る規定（附則第21項）
 - ・職員の平成28年1月1日における昇給号給数について規定する。
- b 施行日
公布の日（平成27年4月1日）

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成26.12.25 人委第329号	給料表改定に伴い、調整基本額について規定整備 (平成26.4.1適用)
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成27.3.31 人委第352号	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人通則法の改正に伴う規定整備 ・給与条例の一部改正に伴い、平日深夜に勤務した管理監督職員に新たに支給されることとなった管理職員特別勤務手当について、支給対象とする勤務の取扱い等について規定整備 (平成27.4.1適用)
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	平成27.3.31 人委第353号	<p>給与条例施行規則の一部改正等に伴う規定整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年退職後引き続き再任用職員となった場合における新幹線鉄道等に係る通勤手当について規定整備 ・再任用職員に新たに単身赴任手当を支給することに伴う規定整備。また児童福祉法等の改正に伴う単身赴任手当の規定整備 ・県庁舎における危機管理業務のための当直勤務について支給対象となることに伴う宿日直手当の規定整備 ・海上保安庁の船舶に乗り込んで行う外国船舶の警戒業務で人事委員会が認めるものについて支給対象となることに伴う特殊勤務手当の規定整備 ・規則の規定を引用している寒冷地手当の規定について整備 ・独立行政法人通則法の改正に伴う期末・勤勉手当の規定整備 ・管理職手当受給者に対する調整数が見直されることに伴う給料の調整額の規定整備 ・国の地域手当の級地区分等の見直し前の

通達等の題名	発出日	内 容
		規定を準用できるよう地域手当の規定整備 ・給料表改定に伴い、調整基本額について規定整備 (平成27.4.1適用)
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成26.7.18 人委第95号	・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条第1項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成26年政令第206号）」の施行に伴い勤務期間の規定整備 ・防衛医科大学校における看護学科の新設に伴い「学歴免許等資格区分表」の規定整備 (平成26.7.18適用)
復職時における号給の調整の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成26.8.1 人委第96号	配偶者同行休業に関する条例、施行規則の施行に伴い配偶者同行休業から職務に復帰した場合について規定整備 (平成26.8.1適用)
平成26年改正条例の施行に伴い平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額が変動した場合等における職員に対する通知について（通知）	平成26.12.25 人委第330号	給与条例の一部改正に伴い現給保障の受給額が変動した場合について規定整備 (平成26.12.25適用)
平成27年改正条例附則第2項の規定に基づく号給の調整について（通知）	平成27.3.27 人委第342号	給与条例の一部改正に伴い改正前の号給異動者との均衡について規定整備 (平成27.4.1適用)
給与条例施行規則の一部を改正する規則の運用について（通知）	平成27.3.27 人委第343号	給与条例の一部改正に伴い現給保障の支給について規定整備 (平成27.4.1適用)
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成27.3.27 人委第344号	初任給規則の一部改正に伴い「学歴免許等資格区分表」の歯科技工士の区分の規定整備 (平成27.4.1適用)
免許所有職員等の経験年数の取扱いについて（通知）の一部改正について（通知）	平成27.3.27 人委第345号	歯科技工士法に規定する特例技工士の本県における在職状況を踏まえた規定整備 (平成27.4.1適用)
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	平成27.4.1 人委第2号	歯科技工士法の一部改正（歯科技工士養成施設の指定・監督等の権限を県に委譲）に伴う規定整備 (平成27.4.1適用)

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表		行政			公安		教一		教(二)		教(三)		教四		研究		医(一)		医二		医(三)		計
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7					
任命権者	知事	19	4												6			3					32
	教委	6		1					1	1	7	16											25
	警察	1				12	7																20
計		26	4	1	12	7			1	1	7	16			6			3					59

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条(新たに職員となった者の職務の級)第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条(昇格)第1項第1号の規定により承認した人数である。
2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で260人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	計
任命権者	知事									
	教委	98			2	16				116
	警察									
計		98			2	16				116

(注) 初任給規則第16条(人事交流等により異動した場合の号給)、第17条(特殊の職に採用する場合等の号給)、第18条(特定の職員についての号給)、第47条(この規則(初任給規則)により難しい場合の措置)及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の決定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計	
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級		
知事	行政																				
	研究																				
	医(一)																				
	医(二)																				
	医(三)																				
教委	行政																				
	教(二)		1	1																	2
	教(三)																				

異動前 \ 異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
	7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
警察																			
計		1	1																2

- (注) 1 初任給規則第26条(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)又は第27条(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)の規定により承認した人数である。
2 職務の級は、異動後のものである。
3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で76人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	48
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

- (注) (a) は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	2
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

- (注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) は同規則第29条の17の規定により、(f) は同規則運用方針第29条の17関係第6項第8号の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表4-12 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の特別料金への通勤手当支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	4
(b) 高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	0

- (注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数、(b) は同規則第29条の9の5及び第29条の9の9の規定により承認した人数である。

5 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

改正なし

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 平成26年7月18日 人事委員会規則第23号

- a ① 岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例の新設に伴う所要の改正等
退職手当の基本額及び調整額において、配偶者同行休業をした期間を退職手当の計算の基礎となる勤続期間から除算
- ② 雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正
雇用保険の失業等給付の就職促進給付のうち、就業促進手当の一つとして就業促進定着手当の制度が新設されたことに伴い、失業者の退職手当に就業促進定着手当の額に相当する退職手当を追加
- b 施行日
平成26年8月1日

(イ) 平成27年4月1日 人事委員会規則第5号

- a 独立行政法人通則法及び関係法の改正に伴う所要の改正
特定独立行政法人が行政執行法人とされ、「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」が改正されることから、これを引用する規定を改正
- b 施行日
平成27年4月1日

6 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

・地方自治法の改正に伴う一部改正

平成26年第4回県議会定例会に提案、平成26年10月6日可決、同年10月15日平成26年条例第52号として公布された。

(改正概要)

自治紛争処理委員が処理方策も定めるため出頭を求めた当事者及び関係人に旅費を支給する

(2) 旅費規則の改正

平成27年4月1日 人事委員会規則第4号（公布日施行）

- a 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う規定整備
- b 施行日
平成27年4月1日

(3) 旅費支給の特例承認

- ・宿泊料等の増額調整承認 24件
- ・警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 6件

